5　第三項の地域に所在するひまわり第二種法律相談センター（旧ひまわり基金規則附則第三項の規定の適用がある地域に所在するものを除く。）は、過疎・偏在対策事業規則の規定の適用については、平成二十七年三月三十一日までの間は、第二種法律相談センターとみなす。ただし、当該地域が第一種弁護士過疎地域に該当することになった場合は、この限りでない。

第三条から第七条まで　削除

第八条中「ひまわり基金設置要綱第六項及びひまわり基金規則第六条第一項」を「過疎・偏在対策事業規則第三章」に、「日弁連ひまわり基金」を「日弁連ひまわり基金」に改める。

第九条中「、ひまわり基金規則第六条の三の規定にかかわらず」を削る。

第十条に次の一項を加える。

3　過疎・偏在対策事業規則第十七条第四項から第七項まで、第十八条及び第十九条の規定は、特例公設事務所支援委員会について準用する。

第十一条に次の一項を加える。

4　過疎・偏在対策事業規則第十五条（第一項第四号ロ及び第五項第五号を除く。）及び第二十二条第八項の規定は、特例公設事務所弁護士について準用する。

第十二条に次の一項を加える。

3　過疎・偏在対策事業規則第十六条（第一項第一号を除く。）の規定は、特例公設事務所弁護士について準用する。

第十五条を次のように改める。

（特例公設事務所における援助金の支出等）

第十五条　過疎・偏在対策事業規則第三章第五節、第二十七条及び第二十九条の規定は、その性質に反しない限り、特例公設事務所及び特例公設事務所弁護士について準用する。ただし、過疎・偏在対策事業規則第二十五条第一項第二号の規定を準用する場合においては、同号に規定する運営費援助金の一年当たりの金額を千五百万円まで増額することができる。

2　過疎・偏在対策事業規則第七十五条の規定の適用については、特例公設事務所は公設事務所と、特例公設事務所弁護士は公設事務所弁護士と、特例公設事務所支援委員会は公設事務所支援委員会と、それぞれみなす。

第十六条中「ひまわり基金規則」を「過疎・偏在対策事業規則」に改める。

第十七条の見出しを「（災害復興支援基金特別会計からの繰入れ）」に改め、同条中「ひまわり基金設置要綱第三項の規定にかかわらず」を「年度ごとに又は随時に、過疎・偏在対策事業規則第七十四条第一項第八号の規定により」に、「日弁連ひまわり基金」を「日弁連ひまわり基金」に、「繰り入れることができる」を「繰り入れるものとする」に改める。

附　則

1　題名、目次、第一条、第二章の章名、第二条から第九条まで、第十条第三項（新設）、第十一条第四項（新設）、第十二条第三項（新設）及び第十五条から第十七条までの改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第二条の改正規定は、平成二十五年度に係る援助金の申請から適用し、平成二十四年度に係る援助金の申請については、なお従前の例による。ただし、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる援助金の給付は、日弁連ひまわり基金からの支出については、過疎・偏在対策事業規則第五条の法律相談センターの開設費に対する援助金とみなす。

3　改正後の第四条の規定にかかわらず、改正前の第四条の規定に基づく免除については、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4　改正後の第五条から第七条までの規定にかかわらず、施行日前に開始された改正前の第五条から第七条までの規定にかかわらず、施行日前に開始された改正前の第五条から第七条までの規定に基づく貸付けの手続については、なお従前の例による。ただし、貸付けが施行日以後に行われる場合における日弁連ひまわり基金からの支出については、過疎・偏在対策事業規則第三十一条第一項、第三十八条第一項又は第四十五条第一項の貸付けとみなす。

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則全部改正公告

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百二十七号）の全部を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年一月十七日

日本弁護士連合会

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則（規則第百二十七号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　スタッフ弁護士養成事務所等の登録（第三条―第六条）
第三章　スタッフ弁護士養成費用援助（第七条―第十条）
第四章　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助（第十一条―第十四条）
第五章　雑則（第十五条―第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の常勤スタッフ弁護士（以下「常勤スタッフ弁護士」という。）に就任することを目指す次に掲げる者（以下「スタッフ弁護士候補者」という。）及び支援センターの養成課程にある常勤スタッフ弁護士（以下「養成課程スタッフ弁護士」という。）並びにこれらの者の養成を行う弁護士又は弁護士法人（以下「スタッフ弁護士養成弁護士」という。）に対する支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

一　司法修習生の修習を終えて弁護士となった者であって、修習を終えてから一年を経過しないもの

二　裁判官若しくは検察官であった者又は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条若しくは第六条に規定する弁護士となる資格を有する者であって、初めて弁護士名簿に登録（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第四条第一項の弁護士登録を除く。）されてから一年を経過しないもの

三　国選弁護事件、国選付添事件、法律援助事件、民事法律扶助事件その他これらに準じる事件を受任して弁護士の職務を行うこと（以下「公益的活動」という。）等について経験が乏しいと認められる者であって、会長が特に常勤スタッフ弁護士となるために必要な公益的活動に係る実務経験等について養成の必要があると認めたもの

（支援事業）

第二条　本会は、この規則で定めるところにより、前条の支援として、次に掲げる事項を行う。

一　スタッフ弁護士養成費用援助　スタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者を雇用して養成する場合において、養成に要する費用の一部を援助するための、スタッフ弁護士養成費用援助金の給付

二　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助　スタッフ弁護士候補者の雇用又は支援センターとの協定に基づく養成課程スタッフ弁護士の採用（賃金の支給又は所得の保障をしないで事務所を共にすること（スタッフ弁護士養成弁護士が弁護士法人である場合にあっては、使用人である弁護士とするときに限る。）をいう。以下同じ。）に当たり必要となるスタッフ弁護士養成弁護士の法律事務所（以下「スタッフ弁護士養成事務所」という。）の施設の改装、拡張等に要する費用の一部を援助するための、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付

三　スタッフ弁護士援助　スタッフ弁護士候補者、養成課程スタッフ弁護士等に対する研修の実施その他常勤スタッフ弁護士に関する支援活動

2　この規則で定める援助金の給付は、経理委員会の議を経て行う。